

# 山形県公報

令和元年12月17日(火) 第65号

毎 週 火・金 曜 日 発 行

目	次
	> •

告 示

○知事指定薬物の指定			(健)	東福祉企画課)	787
○道路の区域の変更			(置賜総合支庁西置)	賜建設総務課)	… 同
○公共測量の実施の通知			(県	土利用政策課)	788
○都市計画の変更					
○同				( 同 )	… 同
	公	告			
	_	г			
○監査の結果に基づき講じた措置の公表…				(監査委員)	789

告 示

#### 山形県告示第520号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和元年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 知事指定薬物の名称
  - (1) メチル= 2 [1-(5-7) (5-7) (5-7) (5-7) (1
  - (2) 2 (ブチルアミノ) —1 (4 クロロフェニル) プロパン—1 オン (通称名 4 Chloro N butylcathinone) 及びその塩類
  - (3) 3-[1-(エチルアミノ) シクロヘキシル] フェノール (通称名<math>3-HO-PCE) 及びその塩類
- 2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

令和元年12月18日

### 山形県告示第521号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和元年12月17日から令和2年1月6日まで 縦覧に供する。

令和元年12月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五味沢小国線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
西置賜郡小国町大字五味沢字栗林108 同 107	80番1から 79番4まで	旧	23. 0 メートル く 21. 0	24	メートル
同	上	新	23.0 メートル く 18.0	同	上

#### 山形県告示第522号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年12月17日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 公共測量を実施する地域

最上郡舟形町富田地内から同郡最上町大字富澤地内まで(最上小国川流域)

2 公共測量を実施する期間

令和元年8月21日から令和2年3月10日まで

3 作業の種類

公共測量(航空レーザ測深、数値撮影(デジタル)及び数値図化)

#### 山形県告示第523号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写し を次のとおり縦覧に供する。

令和元年12月17日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 都市計画の種類

酒田都市計画区域区分

- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 市街化区域に決定する部分 酒田市高砂字高砂地先
  - (2) 市街化調整区域に決定する部分なし
- 3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

## 山形県告示第524号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写し を次のとおり縦覧に供する。

令和元年12月17日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 都市計画の種類

酒田都市計画臨港地区

- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 追加する部分

酒田市高砂字高砂地先

(2) 削除する部分

なし

3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

# 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、山形県知事及び山形県病院事業管理者から、 令和元年7月23日及び同年10月11日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和元年12月17日

山形県監査委員	小	野	幸	作
山形県監査委員	木	村	忠	三
山形県監査委員	武	田	_	夫
山形県監査委員	海	と 名	信	乃

監査対象機関	指描描事項	措 置 の 内 容
子ども家庭課	不納欠損処分が適切でないも	債権整理簿の記載時及び所属自己点検(8月)の際
	のがある。	には、複数職員による確認を徹底し、案件を適切に把
		握することで、手続きの漏れが起こらないよう事務処
		理体制の改善を図った。
	補助金等の交付事務が適切で	事務執行チェックシートについて、事務担当者と業
	ないものがある。	務総括者が情報共有し、ダブルチェックを行うほか、
		財務会計システムにより支出伺ごとに執行額を確認
		し、事務処理が適切に行われているか確認することと
		した。
道路整備課	補助金等の交付事務が適切で	「事務の適正な執行に向けた緊急プログラムの実施
	ないものがある。	について」(平成20年8月29日付け総務部長通知)に
		基づき、「事務執行チェックシート」は作成されてい
		たが、起案文書添付用1部しか作成されていなかった
		ことから、業務総括者及び文書取扱主任者保存用を作
		成し、相互に執行状況を確認することとした。
		これまで事務主任者が作成していた「支出伺」、
		「支出票」を経理主査が作成することに変更した。併
		せて、これまで「支出票」が課内回議されていなかっ
7+ 64 / L-3m		たことから、課内回議のうえ管理課決裁に変更した。
建築住宅課	補助金等の交付事務が適切で	交付申請から支出決定までの一連の処理年月日を記
	ないものがある。 	載する「受付管理表」を作成し、担当者は申請書の受
		付や処理をしたら速やかに入力するとともに、担当主
		査と担当主幹は同管理表により事務処理の遅れがない
		か週1回必ず確認を行うこととした。
		さらに、県庁内の情報管理システムにより業務管理
		リストを課内で共有し、課長等も処理状況を確認して
		適宜担当へ声掛けを行う等、支出遅延が発生しない体
<u>γ</u> γ	ナロムなの体体の体型が支出	制づくりを行った。
管財課	未収金等の債権の管理が適切	債権管理事務の執行に当たっては、関係法令を遵守
	でないものがある。 	するとともに、「債権管理表」を作成し、複数職員に   よる納入状況のチェックを定期的に行い、担当係内で
	I .	しょ ひが ハルガルリフェック タル 思げい 110 に 担 当後りじ
		未納状況の情報共有を図り、督促事務が適正に行われ

健康福祉企画課	補助金等の交付事務が適切で	今後は、各医療機関から実績報告の提出後、1かり
	ないものがある。	程度で取りまとめのうえ、遅滞なく額の確定処理を行
		うこととした。
		また、業務総括者が、適時、事務執行チェックシー
		│ │トにより事務の進捗状況等を確認、管理のうえ、適り
		な補助金交付事務の執行に努めることとした。
		旅費については、職員一人ひとりが事務を迅速、i
際交流推進課	のがある。	正に行うよう、職員に対して指導を徹底した。
际父师推進联		
		業務管理者等が日程表の確認等により職員に適切が
		旅行命令の実施や速やかな復命について声掛けを行
		とともに、総括補佐及び庶務係の旅費担当者が週
		回、財務事務システムを活用して旅費事務の進捗管理
		を行うこととした。
		海外出張に伴う旅費は、現地支払いや為替レート
		の要因により、金額の確定までに時間を要する場合な
		あることから、旅行手配を依頼した旅行会社との連続
		調整を密に行い、速やかな金額確定に努めるとと
		- に、支払いが過度に遅延することのないよう特に留意。
		│ │することとした。また、特殊事情により支払が遅延 <sup>−</sup>
		る場合は、その理由、経過等を記録し、検証ができ
		ようにすることとした。
		本 ブルティン こここ した。   契約保証金については、各職員に制度の理解と、約
		入の可能性が判明した時点で速やかに業務管理者等
		7
		会計課担当と相談・確認するよう指導するとともに、
		業務総括者及び業務管理者が一覧表により進捗管理
		行うこととした。
	補助金等の交付事務が適切で	補助金交付事務については、申請者に対し、スペーン
	ないものがある。	ジュールや留意事項、記載例を元に書類の記載方法:
		どについて説明を行うとともに、必要に応じて、事
		にメール等で書類を提出してもらい、修正事項等がる
		れば、丁寧に説明を行うこととした。
		併せて、事業を実施する中で課題となった事項を
		-   理しながら、次年度の要綱や説明資料に反映し、事
		の改善を行うこととした。
		」 また、業務総括者及び業務管理者が一覧表によりi
		接管理を行うこととした。
 県民文化スポーツ	前年度会計の監査において注	補助事業の採択後、各市町村や補助金申請団体等
課	意された事項について、改善を	係者に対し、スケジュールや留意事項、書類の記載
H/T	行っていないものがある。	法などについて説明を実施することとし、併せて、、
	11.7 CA.19A.10A140000°	
		れまでの事業実施において課題となった事項を次年
		の事業実施に向けて整理し、説明内容に追加するなる
		により、より一層の丁寧な説明を行うこととした。
		補助事業ごとの進捗管理表を係員が共有し定期的は
		確認することとし、事業の進捗状況を管理し、事業領
		施の遅延を防止することとした。

総務厚生課	支出事務が適切でないものが	扶養親族の申告において、所得の把握の徹底を図る
	ある。	ため、家族調書の扶養状況申立の欄に、特定の扶養業
		族の所得状況を具体的に明記させることとした。
		併せて、提出された証明書の内容に疑義が認められ
		る場合の対応を当課の内部マニュアルに追記し、担当
		内での共通確認事項としてチェック体制を更に強化
		た。
新庄病院	前年度会計の監査において注	支出事務について、勤勉手当の期間率の算定誤り
	意された事項について、改善を	防止するため、病院事業局の「指摘事項等再発防止
	行っていないものがある。	例集」に誤りの原因や再発防止策を掲載し、病院事
		局全体で原因の共有化を行うとともに、新庄病院独
		のチェックシートを用いてダブルチェックを徹底す
		こととした。

 令和元年12月17日印刷
 発行所
 山
 形
 県

 令和元年12月17日発行
 発行人
 山
 形
 県

